

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年2月15日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター院長 法里 高

(押 印 省 略)

1 調達物件の内容

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 調達件名 | 一般生活用消耗品 78 件 |
| (2) 調達件名の内容 | 入札説明書による |
| (3) 履行期間 | 自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日 |
| (4) 履行場所 | 独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター内 |
| (5) 入札方法 | |
- ① 入札金額は、それぞれの物品の包装単位あたりの単価を記入すること。入札金額については、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- ② 第一交渉権者の決定については、上記①の金額をもって評価する。

2. 競争参加資格

- (1) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
1. 以下の各号のいずれかに該当する者
- ① 契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号の掲げる者
2. 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として仕様する者についてもまた同じ）
- ① 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るための連合をした者
- ③ 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた場合
- ④ 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- ⑥ 契約により、契約の後に対価の額を確定する場合において、当該対価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- ⑦ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したものの。
- ⑧ 前各号に類する行為を行った者
- (2) 令和元～令和3年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において「物品の販売」の「A」・「B」・「C」又は「D」の等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 納入する物品を経理責任者が指定する期間・場所に提供等できる者であること。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒625-8502 舞鶴市字行永 2410 番地
独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター事務部企画課業務班
契約係 亀川 瞳 TEL 0773-63-9511 内線 234
- (2) 入札説明書の交付方法 (1)の交付場所においてのみ交付する。
- (3) 入札書の受領期限 令和3年3月3日（水）13時30分
- (4) 開札の日時及び場所 令和3年3月5日（金）13時30分 当院会議室

4. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、全省庁統一の資格審査結果通知書の写しと、別添の誓約書を提出しなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格を有しない者が提出した入札書、ならびに入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約交渉権者の決定方法
契約事務取扱細則第 21 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を第一契約交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉を行い、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり又は交渉開始から 10 日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行うことができる。
- (7) 詳細は入札説明書による